東京大学本部保全課 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1.	職名及び人数	特任専門職員１名
2.	契約期間	令和９年１月１日以降できるだけ早い時期（応相談） ～ 令和９年３月３１日
3.	更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、１年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。 ただし、更新回数は２回、在職できる期間は令和１１年３月３１日を限度とし、以後更新しない。
4.	試用期間	採用された日から１４日間
5.	就業場所	東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷７－３－１）
6.	所属	本部保全課　※変更の範囲：原則同一部局内
7.	業務内容	東京大学が保有する建物の状態を整理し、今後の修繕や施設の長寿命化に活用する「施設保全カルテ」の作成・更新を担当します。主な業務は次のとおりです。 ・建物の図面、修繕履歴、点検結果などの収集・整理 ・関係部署や委託業者との日程調整、現地調査への同行 ・建物の劣化状況や保全状況の確認、調査結果の整理 ・施設保全カルテの作成・更新、修繕上の課題の取りまとめ ・業務の進捗管理、関係部署への説明・報告 ・施設保全カルテを踏まえた修繕計画、長寿命化計画等の作成支援 ・その他、本部保全課における施設保全業務の支援 ※変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8.	就業日・就業時間・休日	就業日・時間は１日７時間 45 分、週５日（月曜日～金曜日）9:00～17：45（12:00～13:00 休憩）。時間外労働を命じることがある。 土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は原則休日。
9.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
10.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 40 万円～50 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）、超過勤務手当。
11.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
12.	応募資格	１）次のいずれかの実務経験を有する方 ・長期修繕計画、長寿命化計画、施設マネジメント等に関する業務 ・建築物の新営工事又は改修工事に関する業務（建築・設備を問わない） ２）関係者と連絡・調整し、協力しながら業務を進められる方 ３）建物内外での現地確認や委託業者への同行に対応できる方 ４）電子メール、Word、Excel、PowerPoint の基本操作ができる方
13.	提出書類	１）東京大学統一履歴書　（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html ２）志望動機および応募に当たっての抱負　１部　※A4 判で１枚（厳守）以内で作成すること。 上記「7.業務内容」の一部あるいは全部を踏まえた上で、これまでのご自身の業務経験をどのように生かせると考えるか、遂行するための能力を含めて記載してください。
14.	提出方法	〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。

		https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.sisetsusoumu.adm/IgCCY5So4azhRa8Ae1nWKDbFAaIo9mG9mC9oSdezD7FH830 ※２～３日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 〈郵送での提出の場合〉 封筒に「本部保全課（特任専門職員）　応募書類在中」と朱書し、 記録が残る方法で下記住所に送付のこと。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
15.	応募締切	令和９年１月２９日（金）必着　 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。 ただし、適任者が決まり次第募集を終了します。
16.	問い合わせ先	〒１１３－８６５４ 東京都文京区本郷７－３－１ 本部棟９階 東京大学本部施設企画課 担当：米澤　 TEL:03-5841-2203 e-mail: sisetsusoumu.adm＊mail.u-tokyo.ac.jp ※メールを送信する際は＊を半角@に変換してください。
17.	募集者名称	国立大学法人東京大学
18.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。